

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0520010	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「企業内転勤」を申請する外国人は、申請に係る転勤の直前に、外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して(企業内転勤の在留資格をもつて)外国に当該事業所の公の私的機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間を含む。)、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術的項又は文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。また、日本人が従事する場合と同等級以上の転勤を受けることも要件とされている。		国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。	現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これからは外国人の良質な単純労働者(中級技術者)を、国内に一定条件のときに治外法権的に受け入れる必要があると考えられる。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤続した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を部分シフトすることにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通が増え再活性化につながる効果がある。またそれに伴う国内の労働市場への影響については、治外法権的に特定工場の中だけで実施される(労働基準法・最低賃金法の除外)、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。治安に関して、研修生制度と違い現地ブローカーの介入がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されると推察されるので、影響はないと思われる。	C	I・III			個人	青森県	法務省 厚生労働省		
0520020	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	弁護士法第72条、第73条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。		行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行うことを、有権解釈その他の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することにより、行政書士は代理人として内容証明郵便作成・送付業務を行えるようになり、付随して送付業務も行える有権解釈である。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士法(行政書士法、司法書士法、弁護士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反といわれている。行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が向上する。なお、行政書士には行政書士試験(民法等法令科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。	C	I			個人	香川県	総務省 法務省		
0520030	行政書士の「紛争のない契約締結代理業務」の明確化	弁護士法第72条、第73条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。		行政書士の「紛争のない契約締結代理業務」を行うことを、有権解釈その他の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することにより、行政書士は代理人として内容証明郵便作成・送付業務を行えるようになり、付随して送付業務も行える有権解釈である。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士法(行政書士法、司法書士法、弁護士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「紛争のない契約締結代理業務」は弁護士法72条違反といわれている。行政書士の「紛争のない契約締結代理業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が向上する。なお、行政書士には行政書士試験(民法等法令科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。	C	I			個人	香川県	総務省 法務省		
0520040	平和巡礼特区	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第9条	短期間の観光・講習、または会合への参加等の目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」を付与している。(在留期間は最長90日)		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されるところ、広島 平和巡礼」という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼終了まで)を規定し、その際、査証は発給しない。	提案理由: 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を目的として、外国人の来訪を促進させるために査証の発給を必要とする。目前の課題は、ヒロシマの国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 広島再生には内閣中心の経済活性化策が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、一次土木観光事業『未来の世界遺産』バウムクーヘンの新 HIROSHIMA』推進の契機とした。 予防措置: 懸念される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。 その対策として「広島 平和巡礼」では ① 「平和巡礼区域」を指定する ② 予め、その旅程を事前申告する ③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握するなど、事実上厳格な安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。 そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならないと考える。	D	一		「平和体験学習」を目的とした入国・在留は、新たに特別な在留資格を設けなくても現行の在留資格「短期滞在」により可能である。		ワールド・ピース・ヒロシマ	個人	広島県	法務省 外務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0520060	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	我が国で治療を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、治療が入国当初の予定よりも長期化する等の事情で在留期間の更新等の申請があった場合には、所要の審査を行った上で、これを認めるなど、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関を受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の滞在が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。 (対象となる医療機関) 一定の条件を満たすとして国認定を受けた医療機関(認定条件例) ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること	F	Ⅲ	治療を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した場合も含め、現行法令の下で対応可能であるが、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」において「いわゆる医療等ビザを位置し、査証・在留資格の取扱を明確化して継続留設、期限等を弾力化する」とされていることから、現行制度で対応できない又は不便が生じている等の具体的な事例を踏まえ、対応策について検討を進めて参りたい。		1 0 9 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省
0520060	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の二、第七、八、九、別表第一の二、四、五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第十一号	所定の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子については、在留資格「家族滞在」が付与される。また、「特定活動」の在留資格をもって在留する者でいわゆる特定研究等活動又は特定情報処理活動を行うものの親については、「特定活動」の在留資格により入国・在留が認められる。	成長産業分野において資本金1億円以上の本 社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人を親の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を投資している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部なども範囲も含め、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の滞在が認められたこと踏まえ、当地域にとって重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加え、これを求めるものである。 なお、本提案は適用条件も限定しており、家族滞在の拡大を求めたものではなく、一定の条件を満たす経営者等が、親の在留期間が障害となり入国を断念しないよう規制緩和を求めるものである。	C	Ⅰ・Ⅲ	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親については、政府として移民の受け入れ政策をとっていないことから、例外的事情がある場合を除き、長期の在留を認めないこととする。 他方、高度人材に関しては、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」において「優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、職歴や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する」とされており、この対応の中で高度人材の親の滞在についても検討することとしている。		1 0 3 0 0 5 0	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省
0520070	一般ビザ(文化活動)について在留期間の延長と就労を可能にする規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸術について専門的な研究を行い若しくは専門家としての指導を受けてこれを修得する活動を行う場合、在留資格「文化活動」が付与される。	外国人が日本料理店で報酬を得て就労し、必要期間、京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶために滞在できるような要件を緩和する。	伝統と文化に根ざした京都の食文化や京料理は、海外での注目も高く、その食文化を学びたいという外国人も増加しており、日本料理アカデミーでは、日本料理を広く世界に普及するため、海外の料理人との交流等に取り組んでいる。 しかし、外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら、京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶには、法的規制が多く、現行の在留資格制度においては、十分な技能を身に付けることが困難である。 一方、料理に携わる外国人が京都の食文化や京料理を学ぶことは、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信する機会にもなり、観光立国日本の戦略的観点として重要な役割を担う京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも大きく貢献するものを見込める。 そこで、外国人が日本料理を習得するための環境整備として、在留資格「文化活動」の在留期間の延長(2年程度)と、就労を可能とするような要件の緩和を求める。 一般ビザ(文化活動)での受け入れに対しては、年間に20名以上の希望者がある。また、特定非常勤活動法アカデミーでは、2005年以降毎年、海外より話題の料理人を招聘し、研修を行っており、これまでに総数34名の料理人を迎え入れている。 対象となる外国人は、料理長・副料理長クラス、及びそれを補完する能力・実務経験を有する者、あるいは出身国において影響力のある料理人を想定している。	D-C	Ⅰ・Ⅲ	在留資格「文化活動」の在留期間は一年又は六月とされており、在留期間の更新も可能であることから、現行制度においても2年程度の在留は可能である。なお「文化活動」は就労することができない在留資格であり、本邦滞在中の経費支弁や在留状況を確認する必要があることから、最長の在留期間が1年とされている。 他方、「文化活動」の在留資格は、上記のとおり就労することができない在留資格であり、日本料理店で就労しながら日本料理の文化や知識を修得する活動は、「文化活動」の在留資格には該当しない。 本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて事業に従事することを技能や知識を修得する活動を行う在留資格としては「技能実習」が整備されたことであり、受け入れ機関と送出し機関の関係や産学による講習など入管法令に定める要件を満たした上で、当該制度の活用を検討された。		1 0 3 7 0 0 0	京都府	京都府	法務省
0520080	外国人弁護士ライセンス認可による日本のビジネスモデル化のサポート(外国法事務弁護士事務所の法人化)	弁護士法30条の2 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第15号	外国において弁護士となる資格を有する者は、新たに資格試験を課されることなく、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に属する外国法事務弁護士名簿に登録した場合に、外国法事務弁護士として、我が国においてその資格を取得した外国(原資格国)の法律に関する一定の法律事務を取扱うことができることとされている。 本制度については、内外から規制緩和の要望等を踏まえ、これまで数回にわたって法改正を行い、規制を緩和してきた。平成15年の改正では、外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同事業化が自由化されている。	国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所について日本弁護士と同様の位置付けで法人化を求める。	現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織(弁護士法人)において法律事務の提供を可能としているが、外国法事務弁護士は、法人組織により、法律事務を提供することが許されていない現状が、近年では、弁護士と外国法事務弁護士とが連携し合い、協働して関係を構築する必要性が高まっており、現行制度では、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができず(外国法共同事業)もの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。 このように、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保したものでなく、その制度的高さを確保するためにも、外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるように規制緩和を実施するとともに、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるような規制緩和を提案する。そのことは、我が国の法制度の円滑かつ健全な発展に、海外の優秀な外国弁護士との確保においても有効であり、大阪府がすすめる海外企業の誘致に対しても大変有効な条件となるものである。	F	Ⅰ	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等構成される外国弁護士制度研究会を設置した。 この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関する、次の2つの法人制度の創設を提言した。 ①外国法事務弁護士のみの社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 現在、法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。	成長戦略拠点特区	1 0 5 0 2 0	大阪市	大阪府	法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520090	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実	—	国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受け取った上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。	国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅員検査場への立ち入りに対して許可を求める。	国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅員検査場への立ち入りに対して許可を求める。	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅員検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受け取った上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできない場合は効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから種々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅員検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	D	—	制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局長通達(平成20年2月25日法務省入国管理局管第803号)により各地方入国管理局へ二通達されており、すでに制度化されている。また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに並んでまわること考えられることから、種々の効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であると考えられる。	成長戦略拠点特区	1 0 5 7 0 3 0	大阪市	大阪府	法務省
0520100	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実	—	乗員・乗客以外の者の入国審査場の立入制限区域への立入りは、関係省庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。	国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅員検査場への立ち入りに対して許可を求める。	国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅員検査場への立ち入りに対して許可を求める。	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅員検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受け取った上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできない場合は効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから種々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅員検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	C	—	立入制限区域への立入りの可否の判断は、航空保安、出入国管理などの必要から設けられているものと承知しており、立入制限の緩和を制度化することは適当ではない。	成長戦略拠点特区	1 0 5 7 0 3 1	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
0520110	個人が所有しているエコポイントと当選品付き抽選券を交換するエコポイント宝くじの創設を正当化する特別法の制定	刑法185条、187条	刑法185条、187条	第16次経済改革特区に横市販商事が取得済みビジネス特許のスキームによって立案提案したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に遺棄したの回答であった。ゆえに各県の意向に沿ったにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	第16次経済改革特区に横市販商事が取得済みビジネス特許のスキームによって立案提案したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に遺棄したの回答であった。ゆえに各県の意向に沿ったにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の法障となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイル部分については集約が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事以外にない。現在の経済界においては新しい形態のインベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上にポイント企業連携として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント、エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約3000億、専門業者の図によれば約4倍の386000億の経済波及効果ありと推定されている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のエコポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを実施する事にも考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。	C	I	精神、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において本事業に係る行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。	エコポイント宝くじ	1 0 5 8 0 1 0	横市販商事、福井県 商工会議所	福井県	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	採択提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520120	小規模金融構造改革特区	利息制限法第1条	○アクセス自由な小規模金融市場の創設(1)について 利息制限法第1条は、上限利息を元本額に応じて年1割5分から2割と定めており、少額・短期貸付の場合であっても特例を認めていない。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条は、金利違反の罪となる上限金利を年2.0%と定められており、少額・短期貸付の場合であっても特例を認めていない。	○アクセス自由な小規模金融市場の創設 ①短所つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和 ■1年以内の貸付 上限金利 29.2% ■小額の貸付(20万円以内) 29.2% ②返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和(総量規制は以下の場合は適用除外) ■返済能力があると認められる場合 返済能力の算定式 〔総収入(必要生活費+住居費)〕×0.9≥年間総返済額 *条件:貸付額は算定式左辺の4年分を上限 72ヶ月以内に返済完了 ■専業主婦の小額貸付 小額:上限50万円 上記(1)。(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、資金業者は府による認証を受けることを義務化 ○府独自の相談支援制度の創設 ・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW-COを配置	○アクセス自由な小規模金融市場の創設 ①現状:小規模事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の資金業者から資金調達を行ってきたケースが少なくない。 ②問題点:上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を来し、経済的に不利益をもたらす。 ③解決策:ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の基準の下、自由な市場に委ねる。 ④効果:事業者は、金利が高くては適時に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 (2)について ①現状:府調査では、資金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借り入れができなくなるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。 ②問題点:総量規制に抵触する資金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず不安な破綻に結びつき可能性が。高。 ③解決策:返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。 ④効果:資金業者の利便性を高める。 (1)②の注 ④効果:(1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を促し、ひいては経済の活性化を図る。 ○府独自の相談支援制度の創設 ①現状:返済困難者・返済滞り者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティネットが用意されていない。 ②問題点:難航や収入低下などにより、返済困難者となっている場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。 ③解決策:府が資金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を進めるなど相談支援機能の充実を図る。 ④効果:借入れのある者の社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。	申請者である大阪府の意見・考え方を取捨した上で判断することとした。					1 0 6 6 0 1 0	大阪府	大阪府	金融庁 法務省 消費者庁
0520130	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。	Sibo2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査専用レーン設置を可能とする制度の創設 (1)国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできない場合は誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibo2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進される。	D	制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局(平成20年2月24日法務省入国管理局長官答申第00号)により各地方入国管理期に通知されており、すでに制度化されている。なお、当該臨時専用レーン等は出入国審査を簡素化するものではなく、通常の手段により入国審査が行われるものである。 また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに並んでしまうことも考えられることから、確実かつ効果的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であるとする。			1 0 6 6 0 7 0	大阪府	大阪府	法務省	
0520140	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		委員・乗客以外の者の入国審査場等の立入制限区域への立入りは、関係省庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。	Sibo2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査専用レーン設置を可能とする制度の創設 (2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできない場合は誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibo2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進される。	C	立入制限区域への立入りの可否を判断は、航空保安、出入国管理などの必要から設けられているものと承知しており、立入制限の緩和を制度化することは適当ではない。			1 0 6 6 0 7 1	大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省	

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分類	措置 の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁		
0520150	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第9条、第9条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。		企業や市民が、行政書士に許認可申請や定款・議事録作成業務を依頼した際に、そのままの流れて行政書士が商業・法人登記申請代理を行うようにして頂きたい。 具体的内容としては、司法書士法を改正し、行政書士が商業・法人登記を行うことができる旨を明文化して頂きたい。	政府は、現在の不安を打破すべく、様々な経済活性化のための施策・法改正をしておりますが、現実には、司法書士による登記申請の独占がネックとなっており、その施策・法改正が十分に活用されない事態が生じています。 (具体的な問題については別紙をご参照ください)。 このような事態は、本来「登記申請書だけ」を作成する職業である行政書士が、事実を確定する書類(定款・議事録など)までついでに作成してしまふため、起こる問題です。 許認可制度や登録手続の専門家である行政書士が関与すれば、このような事態は回避できます。 ■本提案のメリット ○ 別経路のような、依頼者のニーズにそぐわない登記を回避し、会社にとってムダな出費を削減できる。 ○ 国民にとって相談先が増えるので、(財)民事務協会の対して国が出している予算を削減できる。 ○ 行政書士が電子申請により登記申請する事により、電子政府の推進へ寄与し、登記に関する国の予算削減に繋がる。 ○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の高止まりを防げる。 ○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の高止まりを防げる。 また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考える場合には、まず特区にて、本道にそのようなデメリットがあるかどうか、試験実施して頂きたい。 本提案は、オンラインに限定したもので結構です。 また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考える場合には、まず特区にて、本道にそのようなデメリットがあるかどうか、試験実施して頂きたい。	C	I	登記申請書を作成するに当たっては、登記申請書の記載内容や添付書面の内容が関係法令等に合致するものであり、当該登記申請が法的に可能なものであるかどうかを整理し、判断する能力が資格者代理人には必要とされ、高度な専門性が求められる。行政書士は、業として許認可手続や定款作成等を行っていることから、行政書士にも商業・法人登記が行えるとの主張であるが、そもそも、許認可手続等を行うに必要とされる知識と商業・法人登記手続に必要なとされる知識とは、要求される能力が全く別のものである。よって、行政書士が許認可手続等を行っているという実績をもって、商業・法人登記の申請手続の代理を業として行える能力も備えていることと同様することはできず、行政書士が商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者であると認められない以上、登記の申請の手段がオンライン申請であるか否かにかかわらず、行政書士が当該手続の代理を業務とすることは相当ではない。				1 0 6 9 0 1 0	個人	滋賀県	法務省
0520160	登記事務の地方自治体への移管	法務省設置法第4条第21号、第18条第1項	法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第4条第21号に掲げる事務(登記事務)を分掌する。		企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスでき、かつ、現在の法務局関連の予算を削減して地域主権を推進するため、登記事務を法務局から地方自治体へ移管して頂きたい。	本提案におけるメリットは、以下のようなものがあると考えられます。 ○ オンライン化の進んだ現在では、登記についても地方自治体が管理し、事務を行うことが行政の簡素化・合理化に資する。(そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記が、その自治体でなく、国の出先機関である法務局の管轄であることが不合理である。) ○ 昨今の法務局の統廃合により、近くにあった法務局が無くなってしまい、市民が登記情報にアクセスしにくくなってしまった現状も解決できる。 ○ 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源委譲に資する。 ○ 国が財団法人民事務協会に対して支出している予算を削減できる。	C	I	登記制度は、経済活動の基盤を形成し、社会の根幹を支える制度であるため、国が維持管理すべき制度である。この登記制度のうち不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を図るとともに、国土開発・復興等の国家施策の基盤をなしている。また、商業登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度であり、国家運営の基本をなしている。 このように、国家運営の基本をなす登記事務については、国の重要な政策課題の実現に当たって、その企画立案部門と連携しながら制度を運用し、あるいは見直しが必要があることから、国が企画立案から業務執行まで一貫して担うべきである。 以上のことから、登記事務を地方自治体へ移管することはできない。				1 0 6 9 0 2 0	個人	滋賀県	法務省